

第6部 先願

61 関連条文

意匠法

第九条 同一又は類似の意匠について異なつた日に二以上の意匠登録出願があつたときは、最先の意匠登録出願人のみはその意匠について意匠登録を受けることができる。

- 2 同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があつたときは、意匠登録出願人の協議により定めた一の意匠登録出願人のみはその意匠について意匠登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その意匠について意匠登録を受けることができない。
- 3 意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その意匠登録出願は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。ただし、その意匠登録出願について前項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。
- 4 特許庁長官は、第二項の場合、相当の期間を指定して、同項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を意匠登録出願人に命じなければならない。
- 5 特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、第二項の協議が成立しなかつたものとみなすことができる。

61.1 意匠法第9条の規定

意匠登録制度は、新たな意匠の創作に対し一定期間独占権を付与するものである。したがって、一の創作について二以上の権利を認めるべきではない。

意匠法第9条は、そのような重複した権利を排除する趣旨から、同一又は類似の意匠について二以上の意匠登録出願があつたときには、一の意匠登録出願人のみが意匠登録を受けることができる旨規定したものである。

61.1.1 意匠法第9条第1項又は第2項の規定の適用の対象となる意匠登録出願

意匠法第9条第1項又は第2項の規定は、全体意匠の意匠登録出願同士又は部分意匠の意匠登録出願同士、すなわち、意匠登録を受けようとする方法及び対象が同じ意匠登録出願同士においてその適用について判断する。

したがって、例えば、先に部分意匠の意匠登録出願がされ、後日に全体意匠の意匠登録出願がされたとき、あるいは同日に全体意匠の意匠登録出願と部分意匠の意匠登録出願がされたときは、仮にそれぞれの意匠登録出願の願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分が同一であっても、全体意匠の意匠登録出願と部分意匠の意匠登録出願とは、いずれの場合も意匠法第9条第1項又は第2項の規定の適用については判断しない。

61.1.2 先願として取り扱われる意匠登録出願の類型

以下のいずれかに該当する意匠登録出願は、意匠法第9条第1項の規定の適用について先願の意匠登録出願と取り扱う。

- (1) 設定の登録がなされた意匠登録出願
- (2) 同日に出願された同一又は類似する意匠について、意匠法第9条第2項の規定に基づく協議が成立せず、又は協議をすることができずに、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願

61.1.3 先願又は同日の出願として取り扱われない意匠登録出願の類型

以下の(1)から(4)のいずれかに該当する意匠登録出願は、意匠法第9条第1項及び第2項の規定の適用について初めからなかったものとみなす。

- (1) 放棄された意匠登録出願
- (2) 取り下げられた意匠登録出願 (注)
- (3) 却下された意匠登録出願
- (4) 拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願

(注)

意匠法第60条の14第1項の規定により取り下げられたとみなされた意匠登録出願、すなわち、国際意匠登録出願であって、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定第16条(1)(iv)の規定による国際登録に関する放棄若しくは同条(1)(v)の規定による限定がされたこと又は同協定第17条(2)の規定による国際登録の更新がされなかったこと(当該国際意匠登録出願について設定の登録がされていない場合に限る。)により、その基礎とした国際登録が消滅したものを含む。

61.1.4 全体意匠と全体意匠との類否判断

意匠法第9条第1項又は第2項の規定における全体意匠同士の類否判断は、公知の意匠と全体意匠との類否判断が適用されるため、第2部「意匠登録の要件」第2章「新規性」22.1.3.1「意匠の類否判断」を参照されたい。

なお、全体意匠の意匠登録出願において意匠法第9条第1項又は第2項の規定を適用する際には、それぞれの願書の記載及び願書に添付した図面等に記載された意匠について同一又は類似であるかを判断するものである。

したがって、ある意匠が他の意匠の中に具体的に識別できる場合であっても、意匠法第3条第1項第2号の刊行物に記載された意匠(第2部「意匠登録の要件」第2章「新規性」22.1.2.6「刊行物に記載された意匠について」(1)「新規性の判断の基礎となる資料とすることができると認められるものの例」②参照)において認められたような、ある意匠と他の意匠の一部との間にお

いては、同一又は類似を判断しない。

61.1.5 同一の意匠について異なった日にされた意匠登録出願

同一の意匠について異なった日に二以上の意匠登録出願があった場合は、当該二以上の意匠登録出願は、意匠法第9条第1項の規定により、同一人による意匠登録出願であるか他人による意匠登録出願であるかにかかわらず、いずれの場合においても、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

61.1.6 類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願

(1) 他人による意匠登録出願である場合

類似の意匠について異なった日に他人による二以上の意匠登録出願があった場合は、意匠法第9条第1項の規定により、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

(2) 同一人による意匠登録出願である場合

類似の意匠について異なった日に同一人による二以上の意匠登録出願があった場合は、意匠法第10条第1項の規定に該当するものであるときに限り、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）及びこれに係る関連意匠として意匠登録を受けることができる。ただし、最先の意匠登録出願に係る意匠を本意匠とする関連意匠であっても、当該本意匠及びこれを本意匠とする関連意匠以外に、類似する先の意匠登録出願に係る登録意匠がある場合には（これらに基づく意匠法第9条第1項の規定によるすべての拒絶の理由に対して、同時に意匠法第10条第1項の規定による救済を受けられないため）、意匠法第9条第1項の規定により意匠登録を受けることができない。

61.1.7 同一の意匠について同日にされた意匠登録出願

同一の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があった場合、同一人による意匠登録出願であるか他人による意匠登録出願であるかにかかわらず、当該二以上の意匠登録出願は、意匠法第9条第2項前段の規定に該当し、意匠法第9条第4項の規定による協議指令の対象となり、協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

61.1.8 類似の意匠について同日にされた意匠登録出願

(1) 他人による意匠登録出願である場合

類似の意匠について同日に他人による二以上の意匠登録出願があった

場合、当該二以上の意匠登録出願は、意匠法第9条第2項前段の規定に該当し、意匠法第9条第4項の規定により協議指令の対象となり、協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

(2) 同一人による意匠登録出願である場合

類似の意匠について同日に同一人による二以上の意匠登録出願があった場合、当該二以上の意匠登録出願は、意匠法第9条第2項前段の規定に該当し、意匠法第9条第4項の規定により協議指令の対象となり、協議により定めた一の意匠登録出願人以外は原則として意匠登録を受けることができないが、同一人による意匠登録出願である場合には、意匠法第10条第1項の規定に該当するものであるときに限り、本意匠及びこれに係る関連意匠として意匠登録を受けることができる。

61.1.9 同一の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い

同一の意匠について異なった日に二以上の意匠登録出願があった場合は、同一人による意匠登録出願であるか他人による意匠登録出願であるかにかかわらず、最先の意匠登録出願に係る一の意匠を登録し、その後の意匠登録出願に係る意匠はこれを理由として意匠法第9条第1項の規定により拒絶する。また、先の意匠登録出願が、意匠法第9条第2項の規定に基づく協議が成立せず、又は協議をすることができずに、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願である場合には、その後の意匠登録出願に係る意匠はこれを理由として意匠法第9条第1項の規定により拒絶する。

61.1.10 類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い

(1) 他人による意匠登録出願である場合

類似の意匠について異なった日に他人による二以上の意匠登録出願があった場合は、拒絶の理由のない最先の意匠登録出願に係る意匠を登録し、その後の意匠登録出願に係る意匠はこれを理由として意匠法第9条第1項の規定により拒絶する。また、先の意匠登録出願が、意匠法第9条第2項の規定に基づく協議が成立せず、又は協議をすることができずに、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願である場合には、その後の意匠登録出願に係る意匠はこれを理由として意匠法第9条第1項の規定により拒絶する。

(2) 同一人による意匠登録出願である場合

類似の意匠について異なった日に同一人による二以上の意匠登録出願があった場合は、拒絶の理由のない最先の意匠登録出願に係る意匠を登録する。後の意匠登録出願に係る意匠については、その出願が最先の意匠登

録出願に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前までに出版されており、最先の意匠登録出願に係る意匠を本意匠とする関連意匠の出願である場合には登録する。ただし、後の意匠登録出願に係る意匠が、先の意匠登録出願に係る二以上の登録意匠に類似し、これらの中に一の本意匠とその関連意匠以外の登録意匠が含まれる場合には、後の意匠登録出願に対し、これら複数の意匠登録出願を意匠法第9条第1項の規定による拒絶の理由として通知し拒絶する。

後の意匠登録出願が、最先の意匠登録出願に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前までに出版されているが、関連意匠の意匠登録出願ではない場合には、最先の意匠登録出願を意匠法第9条第1項の規定による拒絶の理由として通知し、この意匠登録出願に係る意匠を本意匠とする関連意匠に補正されれば登録する。

最先の意匠登録出願に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日と同じ日に出版された意匠登録出願は意匠法第9条第1項の規定により拒絶する。（ただし、同じ日であっても公報発行が出版前であることが明らかな場合には意匠法第3条第1項の規定により拒絶する。）

先の意匠登録出願が、意匠法第9条第2項の規定に基づく協議が成立せず、又は協議をすることができずに、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願である場合には、その後の意匠登録出願に係る意匠はこれを理由として意匠法第9条第1項の規定により拒絶する。

61.1.11 同一又は類似の意匠について同日にされた意匠登録出願の取扱い

(1) 他人による意匠登録出願である場合

- ①意匠法第9条第4項の規定により各意匠登録出願人に長官名で協議を指令する。
- ②指定期間内に協議の結果の届出があった場合には、協議により定めた一の意匠登録出願人の意匠登録出願についてのみ意匠登録をすべき旨の査定をする。ただし、届出があった場合でも協議により定められた一の意匠登録出願人の意匠登録出願以外の意匠登録出願に対して、出版取下げ又は出版放棄の手続が行われない場合又は複数の協議指令に対する協議の結果の届出の内容が相互に矛盾する場合は協議が成立しなかったものと認め、各意匠登録出願人に意匠法第9条第2項後段の規定により拒絶の理由を通知する。
- ③指定期間内に協議の結果の届出がなかった場合には、意匠法第9条第5

項の規定により協議が成立しなかったものとみなし、各意匠登録出願人に意匠法第9条第2項後段の規定により拒絶の理由を通知する。

(2) 同一人による意匠登録出願である場合

- ①意匠法第9条第4項の規定により意匠登録出願人に長官名で協議を指令する。ただし、その長官名の協議指令と同時に意匠法第9条第2項後段の規定に基づく拒絶の理由を通知する。これは、同一人の場合には、協議のための時間は必要ないと認められることから、このように取り扱うこととする。
- ②指定期間内に協議の結果の届出がなかった場合は、意匠法第9条第5項の規定により協議が成立しなかったものとみなし、指定期間内に協議の結果の届出があったが、協議により定めた一の意匠登録出願人の意匠登録出願以外の意匠登録出願が出願取下げ若しくは出願放棄されていない場合又は複数の協議指令に対する届出の内容が相互に矛盾する場合は、協議が成立しなかったものと認め、各意匠登録出願について、先に通知した意匠法第9条第2項後段の規定による拒絶の理由により拒絶をすべき旨の査定をする。

61.1.11.1 複数の協議指令に対する届出の内容が相互に矛盾すると認められるものの例

- (1) 協議対象のいずれか一の意匠登録出願人を定める届出の場合であって、協議が成立しなかったと認められるもの
 - ①双方が自らを定める届出
 - ②双方が協議相手を定める届出
- (2) 協議対象の一の意匠登録出願に係る意匠を本意匠とし、その他をその関連意匠とする届出の場合であって、協議が成立しなかったと認められるもの
 - ①存在しない意匠を本意匠として選択する届出
 - ②非類似の意匠、出願日の異なる意匠登録出願に係る意匠、意匠登録出願人が異なる意匠登録出願に係る意匠のいずれかの意匠を本意匠として選択する届出
 - ③関連意匠の意匠登録出願に係る意匠を本意匠として選択する届出
 - ④複数の意匠を本意匠として選択する届出

61.1.11.2 協議指令に対する届出を伴わず、そのうちの一部の意匠登録出願にのみ出願取下げ又は出願放棄あるいは補正の手続が行われた場合の取扱い

同一又は類似する意匠について同日にされた同一人による意匠登録出願は、各意匠登録出願ごとに協議指令が通知されており、原則それぞれの意匠登録出願について協議の結果の届出が必要となる。

協議対象となった一部の意匠登録出願についてのみ出願取下げ又は出願放棄あるいは補正の手続が行われても、それによって直ちに協議が成立したものとみなすことはできず、指定期間の満了まで、協議の結果の届出がないものとして、協議の対象となったすべての意匠登録出願について協議指令の趣旨に添った手続がなされることを待たなければならない。

指定期間を経過しても協議の結果の届出がない場合は、意匠法第9条第5項の規定により協議が成立しなかったものとみなすことができるが、指定期間内に協議対象の意匠登録出願に係る意匠について本意匠あるいはその関連意匠とする補正が行われていたり、協議対象の意匠登録出願の一方が既に取り下げられたり、放棄されているものについては、その補正あるいは出願取下げ又は出願放棄の手続によって協議の理由が解消しているため、協議が成立しなかったものとはみなさない。

61.1.12 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願の意匠法第9条第1項又は第2項の規定の判断の基準日

意匠法第10条の2第1項の規定による意匠登録出願の分割、意匠法第13条第1項又は第2項の規定による特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更あるいは意匠法第17条の3の規定による補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願において、手続が適法に行われた場合、これらの意匠登録出願はもとの出願の時あるいは手続補正書を提出した時にしたものとみなされる。

ただし、意匠法第9条第1項又は第2項の規定は、意匠登録出願の日単位で判断することから、分割による新たな意匠登録出願、変更による新たな意匠登録出願及び補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願については、遡及が認められたもとの出願の出願日あるいは手続補正書の提出日を判断の基準日とする。

61.1.13 パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の意匠法第9条第1項又は第2項の規定の判断の基準日

意匠法第9条第1項又は第2項の規定の適用にあたっては、その主張が適正であるとき、第一国の出願日を判断の基準日とする。

61.1.14 国際意匠登録出願の意匠法第9条第1項又は第2項の規定の判断の基準日

意匠法第9条第1項又は第2項の規定の適用にあたっては、意匠法第60条の6第1項の規定により意匠登録出願がされたとみなされる国際登録の日を判断の基準日とする（ただし、パリ条約による優先権等の主張が適正になされている場合を除く。）。